資料1

中間市第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画

計画の趣旨と概要

1. 計画策定の趣旨

- 近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、多様化・複雑化する社会情勢等による著しい変化に加え、障がいのある人の増加や障がいの重度化・重複化の傾向が顕著になっています。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどが、新たな障がいとして広く認識され法律や制度に位置づけられるようになり、障がいの種類も複雑かつ広範に至っています。併せて、家族関係や地域社会が大きく変化しており、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障がいのある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することが、これまで以上に重要となっています。

- 障害者関連の法整備等のこれまでの動きをみると、平成２３（２０１１）年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正等の法整備が進められ、平成２６（２０１４）年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成２８（２０１６）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。国では、これらの法整備等の動きに呼応して令和５（２０２３）年には「障害者基本計画（第５次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。平成３０（２０１８）年には「障害者文化芸術推進法」、令和元（２０１９）年には「読書バリアフリー法」、令和３（２０２１）年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和４（２０２２）年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、これらの法律の規定や趣旨を踏まえた施策が進められています。また、令和７（２０２５）年には「手話推進法」、そして令和８（２０２６）年には「高次脳機能障害者支援法」が施行され、こうした新たな法制度も踏まえた策定が求められています。

- このような中、中間市（以下、本市）では、障がいの有無に関わらず、地域の一人ひとりがお互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会を目指し、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成２８（２０１６）年度に「中間市第３次障害者基本計画」を策定しました。また障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、平成２９年度に「中間市第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」、令和２年度に「中間市第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」、令和５（２０２３）年度に「中間市第３次障害者基本計画・中間市第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。そして、「中間市第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」が令和８年度末をもって満了となることから、関係法令、国や県の計画、指針に沿って計画を見直し、「中間市第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」を策定することとしました。

【障害者自立支援法施行以降の国内法整備等の動き】

- **「障害者自立支援法」施行（平成18年4月）**
- 身体・知的・精神の３障害のサービスを一元化
- 応益負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入

- **「障害者自立支援法」の一部改正（平成22年12月）**
- 障害者の範囲の見直し（発達障害者が障害者自立支援法の対象に）
- 利用者負担、支給決定プログラムの見直し
- グループホームの利用助成 等

- **「障害者虐待防止法」の制定（平成23年6月成立、平成24年10月施行）**
- 障害者虐待を発見した場合の通報の義務化
- 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定 等

- **「障害者基本法」の一部改正（平成23年7月成立、8月施行※一部を除く）**
- 目的規定や障害者の定義の見直し
- 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める 等

- **「障害者優先調達推進法」の制定（平成24年6月成立、平成25年4月施行）**
- 障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化 等

- **「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正（平成24年6月成立、平成25年4月施行※一部を除く）**
- 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
- 障害者の範囲の見直し（難病が障害者の範囲に加えられる） 等

- **「障害者差別解消法」の制定（平成25年6月成立、平成28年4月施行）**
- 障害者の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
- 合理的配慮の不提供の禁止 等

- **「精神保健福祉法」の一部改正（平成25年6月成立、平成26年4月施行）**
- 保護者制度の廃止、医療保護入院要件の見直し 等

- **「難病法」の制定（平成26年5月成立、平成27年1月施行）**
- 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
- 難病の医療に関する調査及び研究の推進
- 療養生活環境整備事業の実施

- **「障害者雇用促進法」の一部改正（平成26年5月成立、平成28年4月施行）**
- 障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助
- 法定雇用率の算定基礎の見直し（精神障害者が算定基礎に加わる） 等

- **「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正（平成28年5月成立、平成30年4月施行※一部を除く）**
- 障害者の望む地域生活の支援
- 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等

- **「成年後見制度利用促進法」の制定（平成28年4月成立、5月施行）**
- 成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等）
- 地域の需要に対応した成年後見制度利用の促進
- 成年後見制度の利用に関する体制の整備 等

- **「発達障害者支援法」の一部改正（平成28年5月成立、8月施行）**
- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

【障害者自立支援法施行以降の国内法整備等の動き】

- **「バリアフリー法」の一部改正（平成30年5月成立、11月施行※一部を除く）**
 - 国及び国民の責務の明確化
 - 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
 - バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等
- **「読書バリアフリー法」の制定（令和元年6月成立、施行）**
 - アクセシブルな電子書籍等の普及、提供の促進 等
- **「障害者雇用促進法」の一部改正（令和元年6月成立、令和2年4月施行※一部を除く）**
 - 障害者の活躍の場の拡大に関する措置
 - 国及び地方公共団体における雇用状況についての的確な把握等に関する措置
- **「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律」の制定（令和2年6月成立、令和2年12月施行）**
 - 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設 等
- **「バリアフリー法」の一部改正（令和 2 年 5 月成立、令和 3 年 4 月施行※一部を除く）**
 - 公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
 - 優先席・車椅子使用者駐車施設等の適正な利用
 - 市町村等による心のバリアフリーを推進
- **「障害者差別解消法」の一部改正（令和3年5月成立、施行は公布の日から3年以内）**
 - 事業者における合理的配慮の提供の義務化 等
- **「災害対策基本法」の一部改正（令和3年5月成立、施行）**
 - 個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする 等
- **「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（令和4年5月成立、施行）**
 - 情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える障害者が、障害のない人たちの情報アクセスとコミュニケーションと同様の保障を実現
 - 障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための「事前的改善措置」として位置づけ
- **「手話推進法」（令和7年6月成立、施行）**
 - 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援、地域や職場における環境の整備 等
- **「高次脳機能障害者支援法」（令和7年12月成立、令和8年4月施行）**
 - 地域での生活支援、教育的支援、就労支援、家族等への支援、国民に対する普及・啓発 等

2. 計画の位置づけ

①　法令等による位置づけ

「中間市第８期障害福祉計画」及び「中間市第４期障害児福祉計画」は一体として策定します。これらの計画は法令により策定が義務付けられており、その位置づけは、以下のとおりです。

● 中間市第8期障害福祉計画

【法令】市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第８８条第１項）

⇒主に障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める３年を１期とした計画です。本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、遠賀中間圏域の数値として、福岡県障がい者福祉計画に反映されます。

● 中間市第4期障害児福祉計画

【法令】市町村障害児福祉計画（児童福祉法第３３条の２０第１項）

⇒主に障害児サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める３年を１期とした計画です。本計画で定める障害児サービスの見込量等は、遠賀中間圏域の数値として、福岡県障がい児福祉計画に反映されます。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画（計画期間は６年）	障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画（計画期間は３年）	障害児サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める計画（計画期間は３年）
根拠法	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条第1項）	児童福祉法（第33条の20第1項）
国	障害者基本計画（第5次） 計画期間：R5年度～R9年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
県	福岡県障がい者長期計画 計画期間：R3年度～R8年度	福岡県障がい者福祉計画 第６期計画期間：Ｒ６年度～Ｒ８年度	福岡県障がい児福祉計画 第３期計画期間：Ｒ６年度～Ｒ８年度
市 （現行）	中間市障害者基本計画 第４次計画期間：Ｒ６年度～R11年度	中間市障害福祉計画 第７期計画期間：Ｒ６年度～Ｒ８年度	中間市障害児福祉計画 第３期計画期間：Ｒ６年度～Ｒ８年度

今回策定

②　他の行政計画との関係

本計画は、国および福岡県の障害者基本計画や国の基本方針を踏まえ、中間市総合計画、中間市こども計画、中間市高齢者総合保健福祉計画など、他の障がい者施策に係わる諸計画との整合性を持たせたものとします。



3. 計画の期間

国の指針に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画はともに令和９（2027）年度から令和11（2029）年度の３年間を計画期間とします。

